

宗像市歴史的風致維持向上計画(案)

【概要版】

平成 29 年 12 月
宗像市

1. 計画策定の背景・目的

本市の歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の環境が、住民等によって保存されてきた祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。さらに、地域は住民等が生活や生業を営み、地域のパーソナリティ（個性）に応じて暮らす舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を発見し、創造する場として、この地域を訪れる人々が歴史や伝統を体感し、参加する場としての価値を持つ。

また、本市における歴史的風致は、重要な観光資産でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、地域の誇りを確立し、本市が誇る固有の伝統文化を保存・活用し、後世に継承するうえで重要な意味を持つ。

しかしながら、市内各所において、歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いな建築物等が建築されたり、高齢化等により祭礼行事が維持できなくなるなど、歴史的風致が失われている例も見られている。

今後、このような状況が放置され続けたならば、世界遺産のあるまち・宗像が誇る固有の伝統文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護部局とまちづくり部局の緊密かつ横断的な連携の下、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域における歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

本市においても、これまで文化財の保護や歴史的景観の整備など様々な歴史まちづくりに関する取り組みを行ってきたが、歴史的風致の重要な構成要素である「歴史と伝統を反映した人々の営み」については、その歴史や伝統の価値が十二分に認識されているとは言えず、加えて、これらが市民の誇りと愛着の源泉となることや、地域活性化や観光振興に寄与する可能性への理解や認識が十分ではなく、積極的にまちづくりに活用されてこなかった。固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継ぐべく、宗像の個性を磨き、魅力を高め、市民一人ひとりが宗像の歴史文化を再認識し、一層の誇りと愛着を持って継承できるよう、また美しく風格ある宗像を創生し、訪れる人々に感動を与えられるようなまちづくりを行うことで、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要である。

文化財保護行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携により、歴史まちづくり法の制度を活用して、本市が有する歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図るため、宗像市歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

第1章 宗像市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

本市は、福岡県の北部に位置し、北方の玄界灘の沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。沖ノ島は九州本土から北西に約 60 km 離れた海上に位置し、九州と朝鮮半島を結ぶ中間地点にあたる。市域面積は 11,967ha であり、うち離島面積は 992ha である。北は玄界灘に開け、その他を標高 200～400m 前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を釣川が貫流している。北には鐘崎、草崎の 2 つの半島が突出し、緩やかな弧状の砂浜が続く海岸にはさつき松原などの貴重な自然環境がある。

2. 社会的環境

平成 15 年（2003）に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生した。平成 17 年（2005）に^{おおしまむら}大島村が宗像市に編入され、現在に至る。平成 27 年（2015）国勢調査における本市の人口は 96,516 人であり、5 人口増加傾向は鈍化している。高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 26.6% となっており、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

産業では、古くから漁業が盛んな地域で、神湊、鐘崎、大島、地島と福津市の福（ふく）間（ま）、津（つ）屋（や）崎（ざき）、勝（かつ）浦（うら）の 7 漁村は「宗像七浦」と総称されている。主要な海産物にはブランド化されているトラフグやアジ、ワカメやメカブ、アカモク等の海藻類がある。

また、農業では、釣川流域に広がる田園地帯における稲作をはじめ、麦・大豆を中心にした土地利用型農業や、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業、イチゴやトマトなどの施設園芸等が盛んであり、多様な農産物が生産されている。

交通面においては、JR 鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の 3 駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。福岡市、北九州市の両市から JR 線の利用で 30 分から 40 分程度の所要時間であるため、通勤・通学の主要な交通手段として利用されている。

3. 歴史的環境

（1）原始

宗像地域における人の生活の起源は、発掘された遺跡などから約 3 万年前から 1 万年前の後期旧石器時代と考えられている。

縄文時代に入ると、氷河期の終焉とともに海面が上昇したため、海が釣川沿いに内陸部まで入り込んだとされている。入海周辺の平野部が居住地として活用されていたとされ、釣川中流域では縄文時代の遺構は発見されていない。

弥生時代には、気候の変化とともに海岸線が後退し、内陸部に平野が形成された。また、同時期に稲作技術が伝来し、釣川中流の丘陵や河成段丘上に集落が形成されている。^{たくまつがうら}田久松ヶ浦遺跡では、朝鮮半島に起源を有する^{せつかくぼ}石槨墓も確認され、朝鮮半島との密接な交流が推察される。

古墳時代は、宗像氏がヤマト王権と結びつき、大きく成長した時期である。4 世紀後半から沖ノ島で航海の安全を願い国家的祭祀が始まったとされ、優れた航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏がヤマト王権の国家的祭祀に深く関わっていった。



古代祭祀が行われた沖ノ島

(2) 古代

宗像氏が支配した宗像郡は、7世紀中頃あたりから、「神郡」に認められるようになる。宗像郡は宗像大社の神域とされ、九州唯一の神郡として様々な特権が与えられた。宗像氏は、郡司とともに宗像大社の神主を兼務し、宗像郡の行政権と宗像大社の祭祀権を一手に握り、強力な地域支配を行っていく。

宗像氏の地位が強固となっていたことは、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の成立にも関係する。近年の発掘調査から少なくとも沖ノ島祭祀の露天祭祀と同様の祭祀が大島御嶽山遺跡（大島）や辺津宮で行われ、7世紀末には宗像大社三宮による祭祀が成立していたと考えられている。

(3) 中世

宗像大宮司家による支配は、天延2年（974）に大宮司職が設置された後、鎌倉時代、室町時代、戦国時代を経て、天正14年（1586）に宗像氏^{うじさだ}貞が没するまで続くこととなる。

南北朝の動乱期、大宮司家においても内紛が続いた。その一方、宗像の地では、宗像大社辺津宮や浜殿を中心に、盛大な祭礼が行われていた。史料には、正平23年（1368）、一年間の宗像宮年中行事が5,921度とある。一年間の宗像大社関係の祭礼は、膨大な数であったことがうかがえる。

(4) 近世（江戸時代）

大宮司家断絶後、宗像の地は他勢力の支配下に置かれることになる。

関ヶ原の合戦後は、慶長^{けいちょう}5年（1600）の黒田長政^{くろだながまさ}筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下に組み込まれ、長政の父、黒田如^{しよすい}水が宗像郡に隠居領を持ち、その後は近代に至るまで、農村・漁村としての性格が強まっていく。また、農村や漁村に対して、商いとしての賑わいを見せたのが唐津街道沿いの赤間宿である。漆喰白壁に瓦屋根の重厚な「居蔵造」の町家は妻入と平入の両方が混在し、屋根の形や窓の形、装飾の鰻絵にも様々な様式が見られる。



江戸時代に川筋を直線にする改修工事が行われた釣川河口

(5) 近・現代（明治時代以降）

昭和36年（1961）に国鉄鹿児島本線が電化されたのと時を同じくし、当時の宗像町は、福岡・北九州両市への通勤圏として注目された。昭和38年（1963）には自由ヶ丘団地、昭和41年（1966）には日の里団地などの大規模な住宅開発が始まっている。大規模な住宅団地の開発により、宗像町の人口は大きく増加し、昭和56年（1981）に市制に移行し宗像市となった。福岡・北九州両市との位置関係からベッドタウンとして発展する一方で、東海大学福岡校（現東海大学福岡短期大学）の開校、福岡教育大学の転入、日本赤十字国際看護大学などの開校にともない、学園都市としての基盤も整っている。

近年では、宗像市・福津市・福岡県の三者連携により、沖ノ島をはじめとする国指定史跡「宗像神社境内」や福津市の国指定史跡「新原^{しんぼる}・奴山^{ぬやま}古墳群」を核とした世界遺産登録に向けた取り組みを進め、平成29年（2017）に『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』として世界遺産に登録された。

第2章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。そのため、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえる。

- ①：地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ②：①の活動が、歴史的価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③：①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

歴史まちづくり法に基づく上記の条件を考慮し、宗像市の維持向上すべき歴史的風致として次の4つを選定した。

1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖津宮と中津宮、辺津宮の三宮の総称で、全国で約6400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社で、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社である。

現在、宗像大社では年間約40もの祭事が行われ、特に宗像大社辺津宮で行われる秋季大祭と1古式祭、大島の中津宮で行われる七夕祭りは、氏子や崇敬者たちに千数百年間支えられながら続けられてきたものである。また、浦々の日々の暮らしに根付いている宗像三女神信仰には、宗像大社の神様に対する感謝と畏敬の念がよく表れている。

2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

本市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎地区と神湊地区、離島の大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としている。海と共に暮らす人々は常に死や危険と隣り合わせだった。市北東部沿岸部や大島・地島にみられる信仰や祭事には、海に暮らす人々の海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められている。これらの地区では日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、今もその信仰や風習が息づいている。

3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

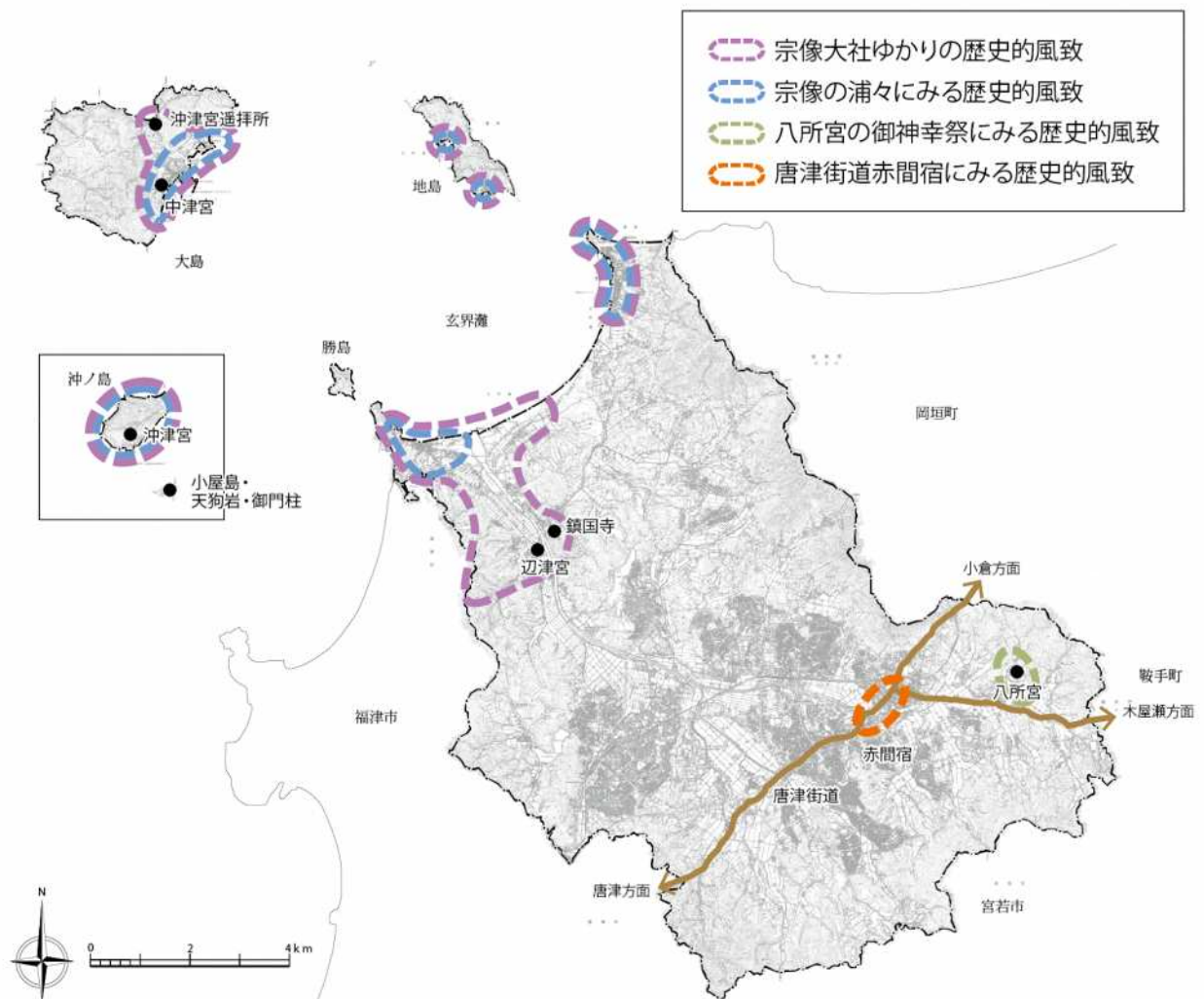
市南東部の最も内陸の場所に位置する吉武地区は農業を生業とする人が多い。江戸時代には、吉武地区を赤間街道あかまかいどうが通っていた。旧街道沿いには現在も近世の町屋が立ち並ぶ風景をみることができる。地区の人々は、当時、街道を通る最新の文化や情報に触れながら日々を暮らしていた。八所神社は、地元で八所宮と呼ばれ、地域の神社として親しまれ崇敬されてきた神社である。毎年10月には、神様と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る御神幸祭が行われている。

4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代、唐津街道は、筑前小倉（北九州市）から肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ北部九州の交通と物流の大動脈として整備された。市の東部に位置する赤間地区には唐津街道の宿場町として赤間宿が整備され、人や物資の集積地として大きく賑わった。現在も赤間宿の唐津街道沿いには、ウナギの寝床と言われる街道に面する間口が狭く、奥に長い町屋の区画が残され、古い建物が立ち並んでいる。

かつて赤間宿として栄えた赤間地区の旧唐津街道の沿線では、今も街道の宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や賑やかだった時代から守り伝えられてきた人々の伝統行事が受け継がれている。

図 宗像市の維持向上すべき歴史的風致



第3章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

歴史的建造物の多くは行政による保護の対象となっておらず、特に民間所有の歴史的建造物については、所有者の高齢化や相続等の問題により十分な管理がなされないままになっているものが見られる。さらに、所有者等の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が十分に認識されないまま取り壊される建造物等も存在し、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する課題

歴史的建造物の周辺においては、屋外広告物や電柱電線類、道路の附属施設などによる景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一要因になっている。さらに、歴史的建造物単体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができない。

(3) 歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する課題

八所宮の御神幸祭をはじめ地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少をはじめ、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。また、海の信仰にまつわる祭事などの中には、調査が不十分で歴史的な経緯が不明確なものがある。

(4) 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する課題

祭りや年中行事等の風俗習慣、地域において伝承されてきた民俗芸能や民俗技術等の多くは地域の人々の生活の一部として日々の暮らしの中に溶け込んでいる。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。忘れ去られて、消え失せてしまうおそれのある歴史文化資産などに光を当て、改めてその価値や魅力に触れ、知ること、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるかが課題である。

一方、これまでの調査や研究により、価値が確認されている文化財については、様々な媒体や機会を設けて、その価値を市民や観光客に発信してきているが、わかりやすく親しみの持てる内容、また、近年の新たな調査成果を十分反映した内容とはなっていない。

(5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。

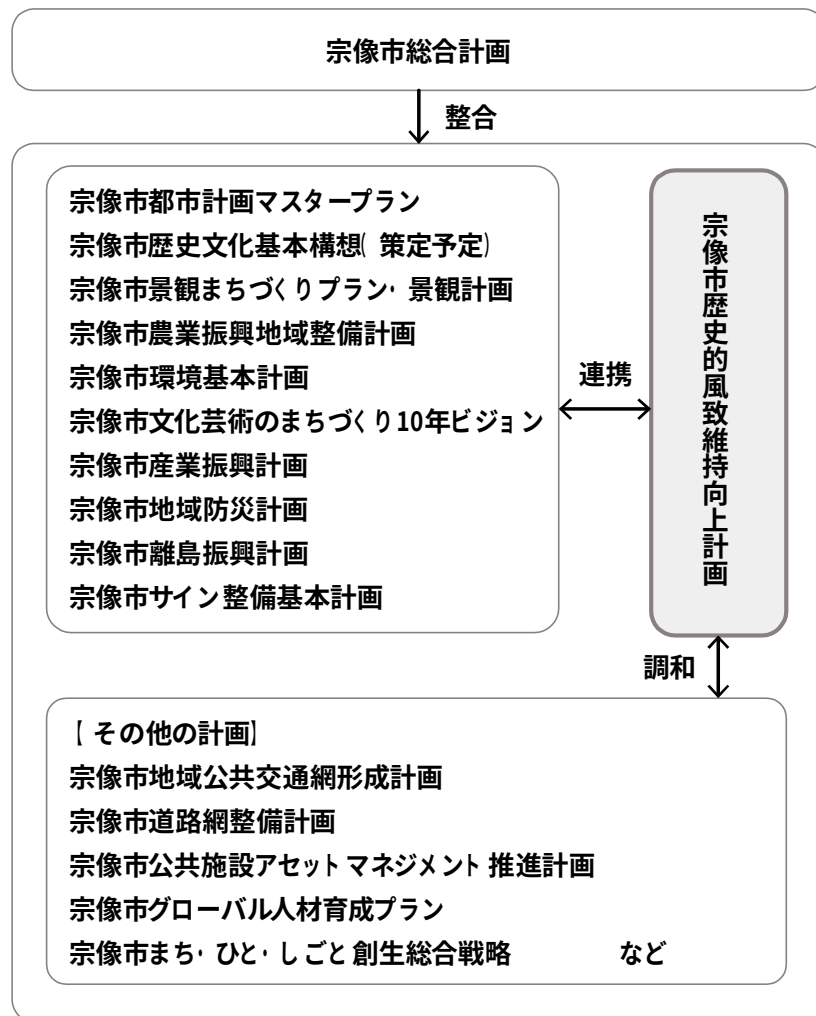
市内の歴史文化資産を相互に巡るような新たな周遊ルートや移動手段を想定すると、サイン・案内板、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足している。また、域づくりの担い手である地域リーダーの確保とそれを引き継ぐ広範な人材育成が課題となっている。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画など時代の変化やニーズに併せた各種計画も策定している。

このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、都市計画マスタープランやその他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など宗像市の歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。

図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 基本理念

本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちづくりに関わり、誇りと愛着を持って宗像の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

「先人が残した歴史ものがたりを繋ぎ、子や孫が誇りに思うまち」

(2) 歴史まちづくりの視点

大切な地域の自然や歴史文化資産を保存、保全するだけでなく、様々な視点から新たに発見しようとする、喪失したものを場合によっては再生し、周知をひろめるものを新たに創造しようとする、さらにはそれらを継承し生活や生産活動、観光などに活用すること、そしてこうした発見・調査・評価・保存・再生・維持・継承・活用といったサイクルをモニタリングする仕組みを構築する。

(3) 歴史的風致の維持向上に関する方針

①歴史的建造物の保存・活用に関する方針

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物を後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組む。また、歴史的建造物のうち、既に文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開するなど積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定等を検討するなど新たな評価を行い、その保存・活用を図る。また、指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

②歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する方針

まず、建造物の歴史文化的な意義や価値を積極的に評価し、その特性を向上させていくような環境整備や景観形成を行うことによって重要な文化財の環境を保全していく。市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や屋外広告物条例に基づき景観形成重点区域等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の無電柱化等を実施し歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺地域との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

③歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する方針

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、誇りや愛着の醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。また、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進め、住み続けたい地域づくりを図る。

④歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する方針

市民や来訪者に宗像の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する方針

社寺をはじめとする歴史的建造物やその周辺のまちなみと、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。その主たる方向は、人材・生産物・資金・歴史・環境など地域の自然・人文に関する地域資源を活用し、身の丈に合った個性豊かな観光地域づくりを図り、地域の人々が地域資源を活かして創りあげた日常の「暮らし」や「生活習慣」を観光吸引力の中心とする。具体的には、宗像の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、宗像の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、宗像ならではの着地型観光に向けて、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズムなど地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置と区域

(1) 重点区域の位置

重点区域は、その区域内に国指定文化財をはじめとする歴史上価値の高い建造物が存在し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な地域の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域とする。

さらに、設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取り組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「宗像大社ゆかりの歴史的風致」「宗像の浦々にみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社ゆかりの鎮国寺周辺、及び沖ノ島を起源とする信仰が大島、九州本土へと広がり、海で結ばれた広大な信仰の場を加えた地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

(2) 重点地区の区域

歴史的風致のなかでも重要となる「宗像大社ゆかりの歴史的風致」、「宗像の浦々にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が重なり合う区域を中心に、以下の3つの重点区域を設定する。

区域名称	区域面積
沖ノ島地区	約2ha
大島地区	約28ha
玄海地区	約230ha

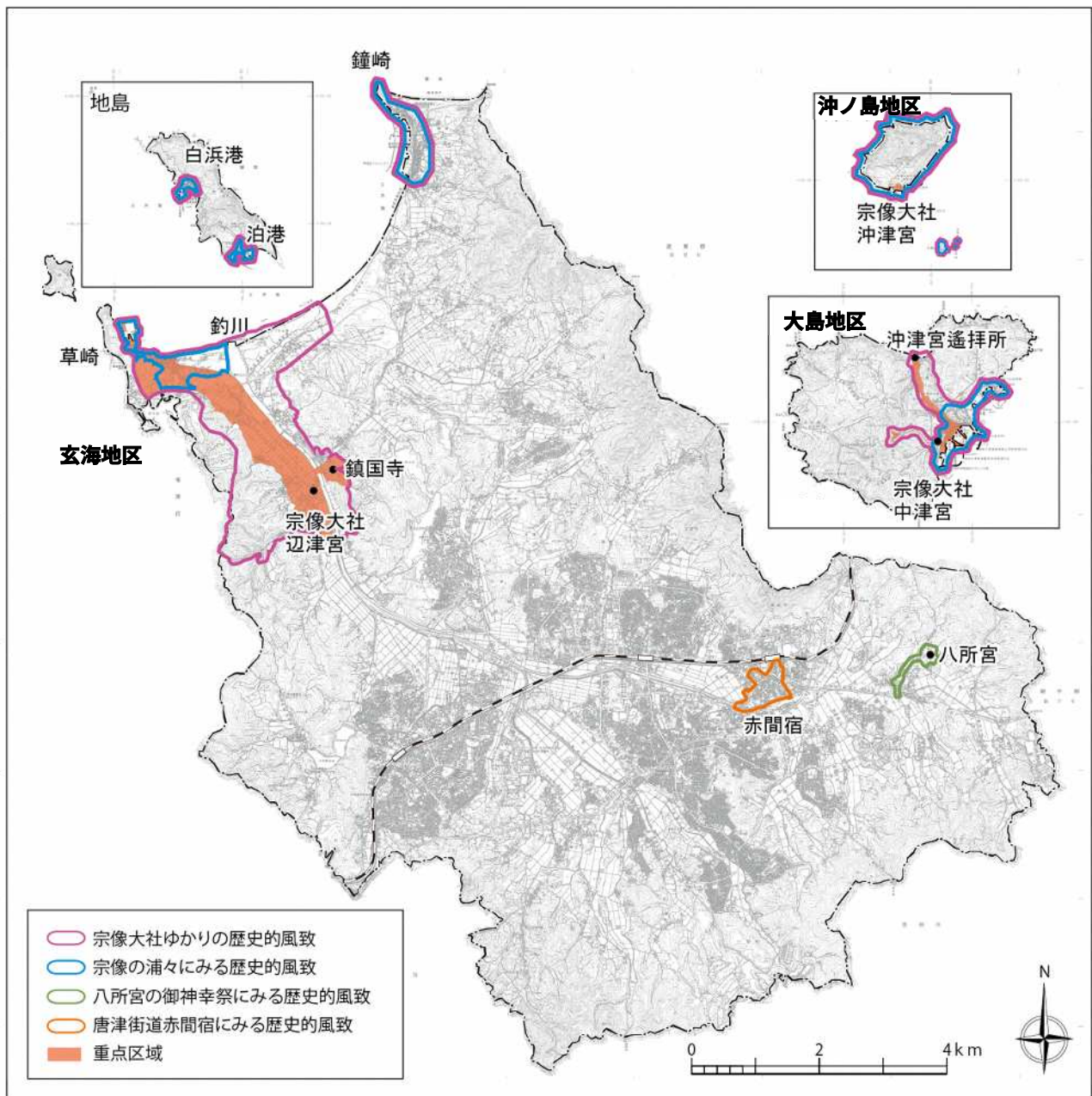
沖ノ島地区は、沖ノ島漁港周辺から沖津宮の本殿、拝殿までを含む範囲とする。

大島地区は、大島港及びその背後集落から沖津宮遙拝所までの道路を含む範囲と、宗像大社中津宮における史跡指定地の範囲とする。

玄海地区は、宗像大社辺津宮及び鎮国寺の周辺を南端とし、釣川の左岸に広がる集落地と神湊港までの範囲を基本とする。

なお、具体的な境界は、国指定史跡「宗像神社境内」の史跡指定地境界や地形地物などで設定する。

図 重点区域の位置と範囲（全市）



2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域内において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や伝統的な活動等の支援を推進することで、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。また、世界遺産への登録を契機とした観光客の増加も見込まれるなか、歴史的風致の維持向上に関する取組により、地域の魅力を高めることにより、さらなる交流人口の拡大、地域振興の効果が期待できる。なお、本計画の重点区域は宗像市景観計画における景観重点区域に含まれており、本計画に基づく施策の推進と合わせ景観の規制誘導を図ることにより、歴史的風致の維持向上に相乗的な効果を与えることが可能である。

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

有形文化財について、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿及び拝殿は平成 25 年度策定（平成 29 年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図る。また、今後策定される世界遺産グランドデザイン（仮称）、世界遺産・国史跡整備計画（仮称）においても本計画と整合をとり実施する。こ

（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対して支援する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

「海の道むなかた館」や「宗像大社 神宝館」に関して、世界遺産に関する情報発信等を行うガイドンス機能の充実や、文化財の保存・活用を行うための施設の再編を検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

各種事業の実施にあたっては、景観形成基準に沿った整備を実施する。特に沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については世界遺産登録を契機に、来訪者の増加が予想されることから周辺道路の電線類地中化事業についても検討し、実施していく。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

宗像地区消防本部や宗像警察署と連携し、文化財の盗難に対する見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう指導を実施する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

市内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、文化財保護の将来の担い手である児童・生徒に対し、宗像市の歴史や文化財に関する副読本を作成、配布するなど、郷土文化に対する関心や愛着を育むための取組みを推進する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、事業者等にその義務を周知徹底することにより保存を図る。

（８）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制・整備に関する具体的な計画

文化財の保存・活用に取り組む団体が、主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するほか、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、宗像市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針

本市の歴史的風致の維持向上にあたっては、「歴史的建造物の保存・活用」、「歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生」、「歴史や伝統を反映した活動の支援・継承」、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興」の5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組み及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図る。特に、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設(地域の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業をモデルケースとして優先的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

地域の歴史的風致の核となる歴史的建造物等の適切な修理・修景や復元を行うほか、一般公開にも努め、交流等の拠点としての活用など、その保存と活用を図る。

また、指定されていない文化財等においても歴史的価値の高い建造物等は新たな価値付けを行った上で、保存と活用を進める。

- ① 史跡宗像神社整備事業（平成30年度～平成39年度）
- ② 歴史的風致形成建造物等整備事業（平成30年度～平成39年度）

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業

まちなみ景観を構成する建造物等の修理・修景に対する助成や道路の美装化、無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を行うことにより、歴史的建造物の周辺等におけるまちなみの良好な景観形成を図る。

- ③ 歴史的風致等景観整備事業（平成30年度～平成39年度）
- ④ 道路美装化事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑤ まちなみ環境整備事業（平成30年度～平成39年度）

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援・継承に関する事業

本市の歴史的風致を形成し、長い年月をかけて培われてきた地域の歴史文化資産でもある祭礼や伝統行事等の活動について、その特徴や重要性等を地域住民や来訪者に広く周知するとともに、確実に後世に継承・伝承していくために、記録作成、担い手の確保や育成を目的とした支援を行う。

また、日々の生活に溶け込んでいる風俗習慣等においては適切な調査のうえ、新たな価値付けを行った上で、その支援・継承を図る。

- ⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑦ 歴史文化資産継承支援事業（平成30年度～平成39年度）

(4) 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

本市固有の歴史文化資産の調査研究や、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛着を持つために、その普及啓発を図る。

このため、市民や来訪者が各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

- ⑧ 歴史文化基本構想策定事業（平成 30 年度～平成 35 年度）
- ⑨ 歴史文化資産ガイダンス拠点整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ⑩ 歴史文化資産普及啓発事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

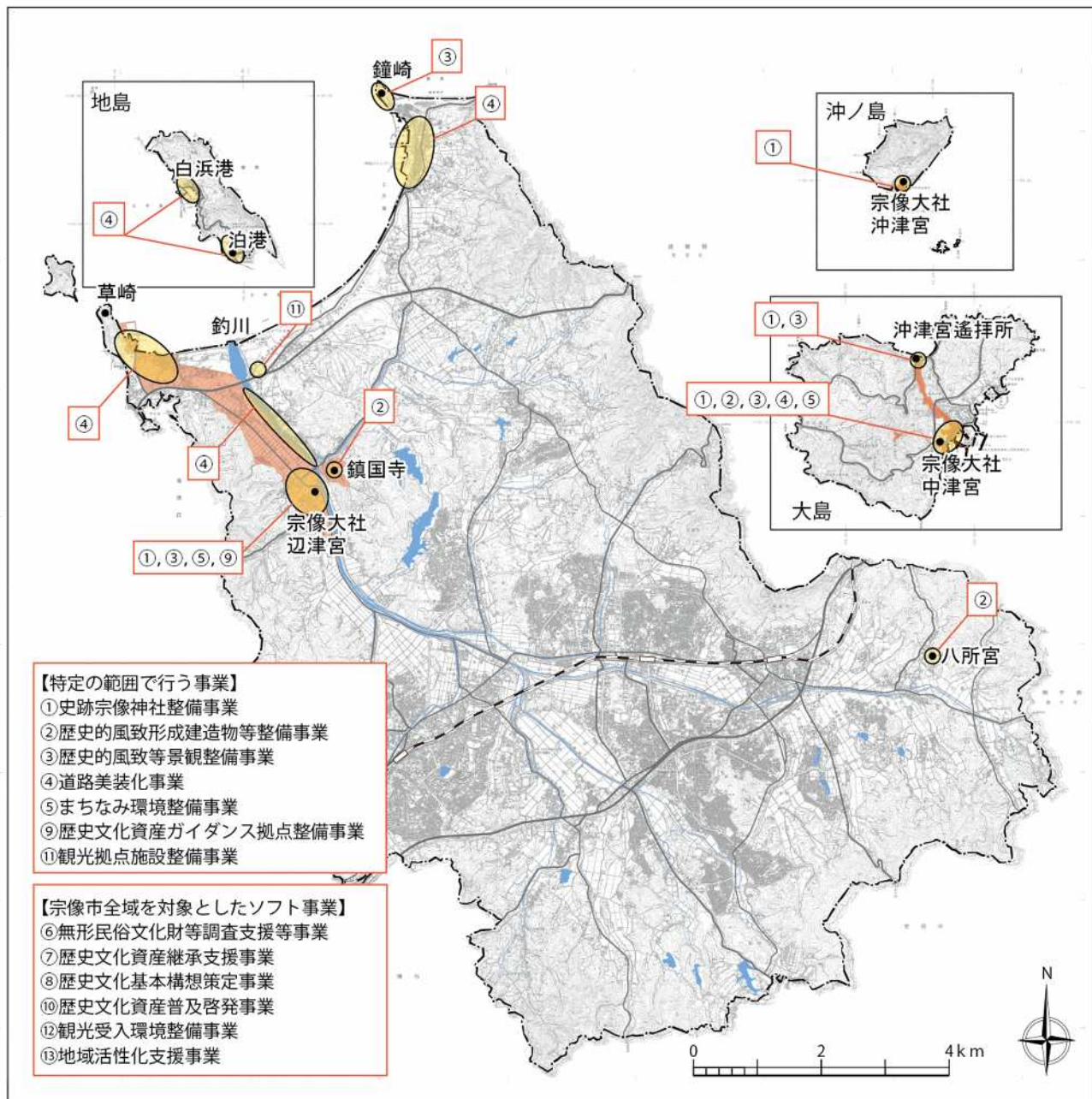
(5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する事業

まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、アクセス道路や駐車場対策も講じて快適に周遊、散策できるよう回遊性を高めるとともに、着地型観光に向けた受入環境の整備を促進する。

また、これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化を図る。

- ⑪ 観光拠点施設整備事業（平成 29 年度～平成 39 年度）
- ⑫ 観光受入環境整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ⑬ 地域活性化支援事業（平成 27 年度～平成 39 年度）

図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置



第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 基本的な考え方

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物等を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

指定を受けた建造物は、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除却の届出が必要となるが、建造物の修理・修景に係る補助制度の活用が可能である。これにより、指定・登録文化財の保存活用とともに、指定・登録以外の建造物の保存活用を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定は、当該建造物の所有者の同意が得られたことを前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

(1) 指定の対象

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
②福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財、第37条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物
③宗像市文化財保護条例（平成15年条例第77号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財、第35条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物
④その他、宗像市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が認めたもの

(2) 指定基準

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
①概ね築50年を経過し、建造物の形態又は技術上の工夫が優れている建造物
②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
③まちなみの構成要素として重要な建造物
④地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

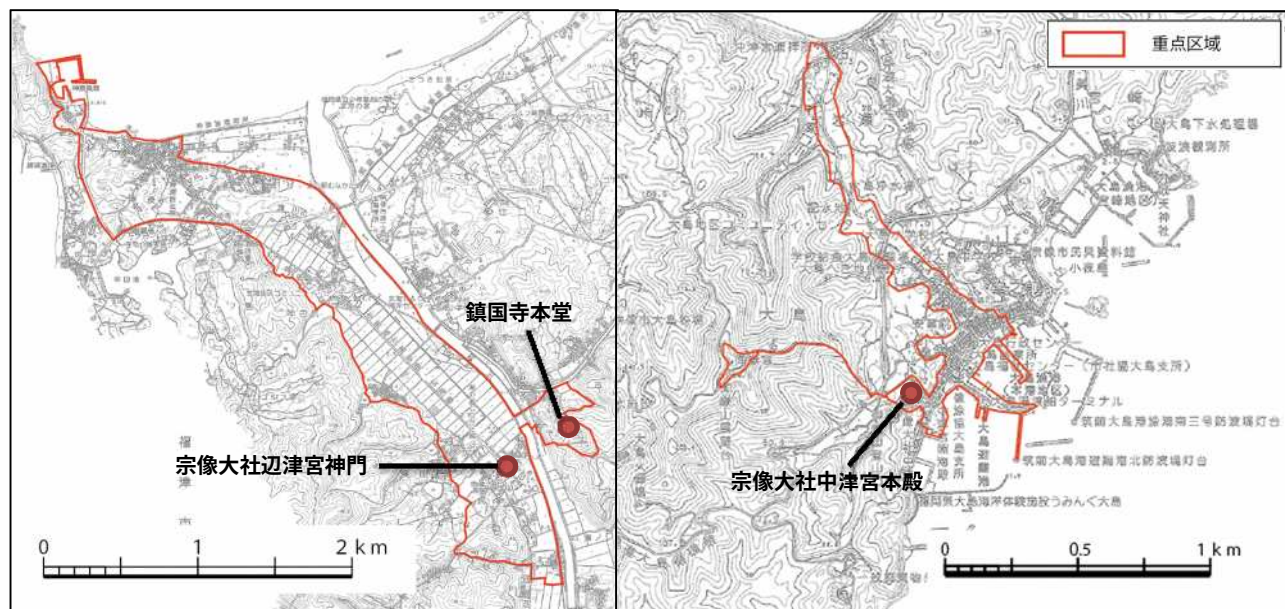
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者	その他
1	宗像大社 中津宮本殿		福岡県宗像市 大島 1811-1 番地	宗像大社	県指定 有形文化財
2	鎮国寺本堂		福岡県宗像市 吉田 966 番地	鎮国寺	市指定 有形文化財
3	宗像大社 辺津宮神門		福岡県宗像市 田島 2331 番地	宗像大社	未指定文化財

図 歴史的風致形成建造物指定候補位置図（左：玄海地区、右：大島地区）



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建築物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行う。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図り、公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。さらに、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で、公開を実施する。

2. 届出が不要な行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、特定の行為を除き市長への届出が必要である。

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 届出が不要な行為

届け出が不要な行為	
ア	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）について、同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 18 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第 43 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	宗像市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく宗像市指定文化財について、同条例第 16 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合